



年管管発0327第2号  
平成26年3月27日

日本年金機構全国一括業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱い等について

失踪宣告を受けた者に係る消滅時効の起算日については、死亡とみなされた日（原則失踪の7年後）の翌日としているところであるが、死亡一時金については、給付を受ける権利が時効にかかれば何も受給できなくなることとなる。

死亡一時金については、いわゆる掛け捨て防止の考え方に立って、一定期間加入したが、年金給付を受けることなく亡くなった方に対して一定の金額を支給するものであることを踏まえ、失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間等については、下記のとおり取り扱うこととするので、日本年金機構におかれましては、その適切な実施に遺漏のないよう期されたい。

## 記

### 1 死亡一時金の請求期間の取扱い

死亡一時金については、死亡とみなされた日の翌日から2年を経過した後には請求があったものであっても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合には、給付を受ける権利について時効を援用せず、死亡一時金を支給することとする。

本通知の発出前に、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求があった場合についても、死亡一時金を支給することとする。

### 2 平成24年5月1日以降に死亡一時金の請求等があった事例の取扱い

指示・依頼（平成24年給付指2012-102）により、平成24年5月1日以降に死亡一時金の請求又は請求の相談があり、時効により支給しないこととした事例についても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合には死亡一時金を支給することとなるため、日本年金機構において保存されている書類等を点検し、支給対象となることが確認できた場合には、個別に連絡の上、支給のための手続きを進められたい。